

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成 23 年以降、総人口が減少傾向となり、令和 5 年 5 月 1 日現在では、総人口は 1 億 2,434 万人と、前年より 60 万人減少しています。また、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 25 年以降増加していましたが、令和 5 年 5 月 1 日現在の推計では 3,621 万人と、前年より 3 万 7,000 人減少しており、昭和 25 年以降初めての減少を記録しています。しかし、総人口に対する高齢者人口の割合は上昇しているとともに、75 歳以上の後期高齢者数は増加しています。

本市においては、高齢者人口が一貫して増加しており、令和 5 年 10 月には 29,609 人と、3 万人が目前となっているほか、後期高齢者数も増加し、さらに 2040 年に向けては、一層大きく増加することが推計されています。

このように進行する高齢社会に対応すべく、国では平成 12 年 4 月の介護保険制度を導入し、社会全体で介護を支える体制を整備してきました。その後、地域支援事業(介護予防や地域包括支援センター等)や地域密着型サービスを導入し、介護保険サービスのみならず、介護を予防する取り組みも行ってきました。

さらに、第 6 期計画(平成 27 年度)からは、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年(令和 7 年)に向けて、介護サービスの基盤整備や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援システムである「地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりを示し、本市においてもこれを踏まえ、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も、一人ひとりが地域で安心して暮らすための支援体制づくりを進めているところです。

本市では、このような介護保険制度の変遷に基づきながら、地域密着型サービスの充実や、介護予防、認知症対策、生きがいづくり、居場所づくりなどに取り組んできました。第 9 期においては、これまでの取り組みを継承するとともに、地域共生社会の実現、認知症基本法を踏まえた認知症対策の一層の推進、重層的支援体制との連携、介護人材の確保、介護現場における生産性の向上など、国の策定指針を踏まえた取組も盛り込みながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を計画的・効果的に展開するため、本計画を策定しています。

第2節 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

1. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画

(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をおくるために必要な施策を総合的に掲げる計画です。老人福祉法においては、「市町村老人福祉計画」という名称で記載されています。

- | | | |
|----------|-----------|------------|
| ○生きがいつくり | ○ボランティア活動 | ○地域のつながり |
| ○移動・交通手段 | ○住まい | ○防犯・防災 |
| ○相談や情報提供 | ○独居高齢者対策 | ○福祉サービス など |

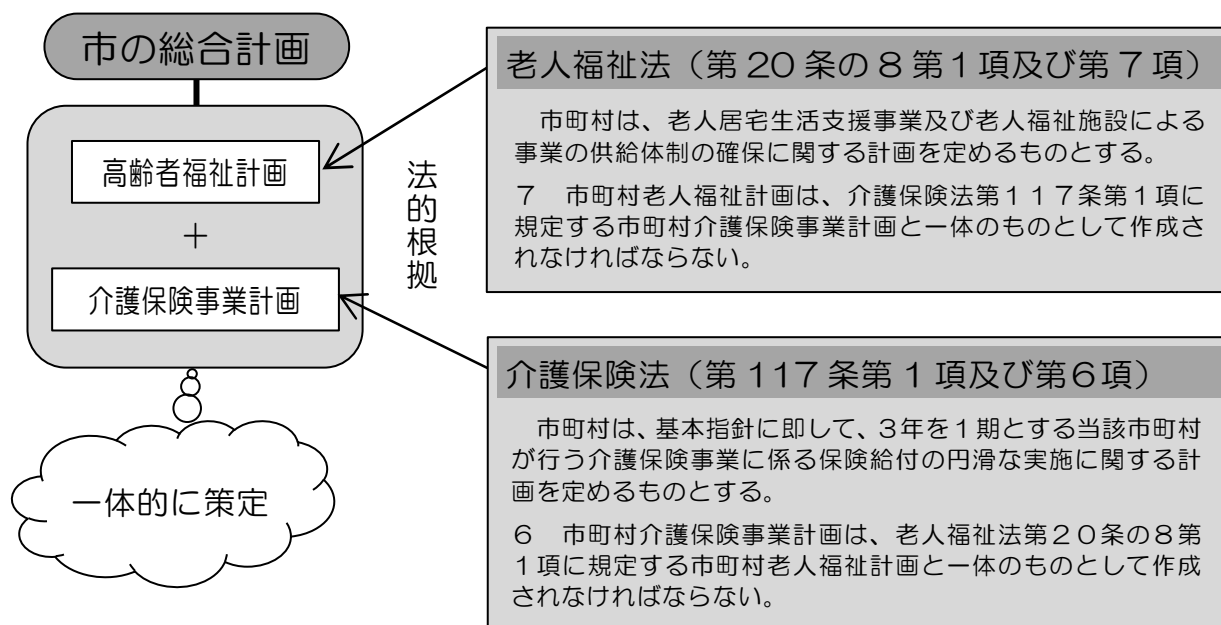
(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量や介護保険料及び地域支援事業の見込みなどについて掲げる計画です。

- | |
|---------------------------------------|
| ○居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、福祉用具など） |
| ○施設サービス（老人福祉施設、老人保健施設） |
| ○地域密着型サービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護など） |
| ○地域支援事業（介護を予防するための取り組みなど（新しい総合事業等）） |

2. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

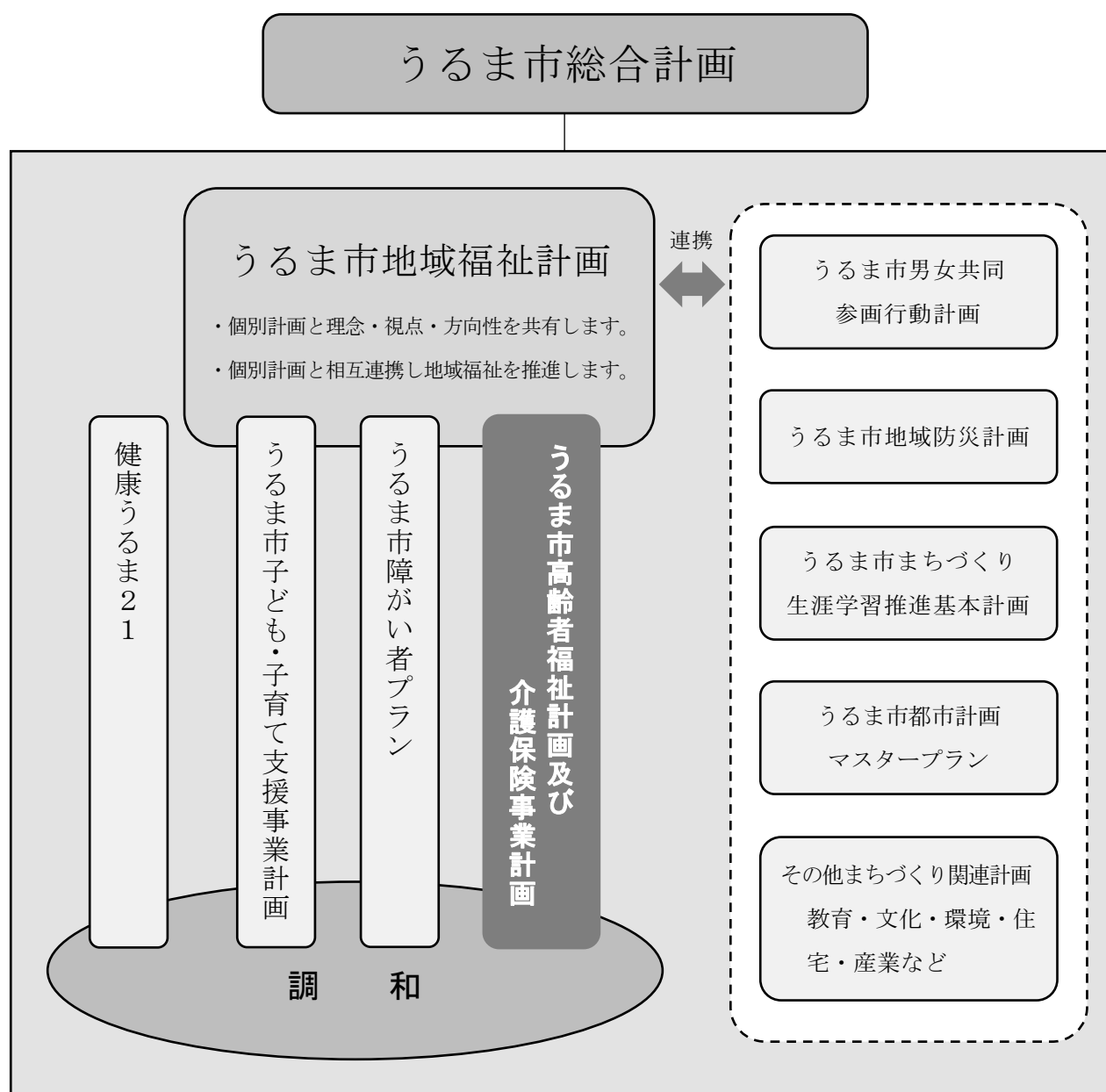
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に策定することが法で示されています（老人福祉法第20条の8第7項）。高齢者福祉計画のうち、介護保険サービス等に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画です。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法や介護保険法及び指針に基づいて策定されています。また、県の介護保険事業計画との整合性を図るほか、医療と介護の一体的な提供を図るために、県の医療計画とも整合性を図っています。

市においては、まちづくりの羅針盤である総合計画の方針に基づきながら、地域福祉計画をはじめとする福祉分野の各計画と整合性を図るものです。また、福祉分野以外の関連する各計画と整合性を保つように策定しています。



第4節 策定のポイント

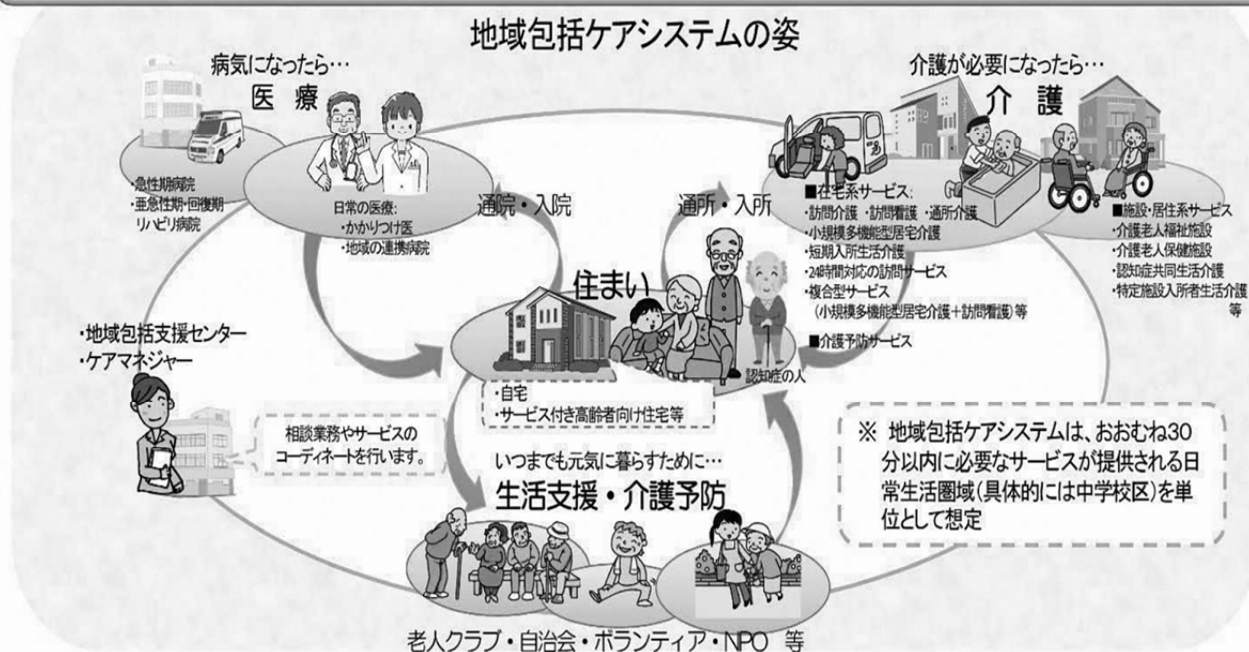
1. 「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて（国の考え方）

介護保険事業の第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む令和7年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

第9期計画期間には令和7年(2025年)を迎え、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進の目標地点ともなり、システムの構築が仕上がるとともに、その先の2040年、2050年に向けた新たな課題(75歳以上や85歳以上高齢者の更なる増加、働く世代の急減等)に対応する取組の検討が求められます。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



2. 策定基本指針

介護保険事業計画策定に当たっては、国より策定基本指針が示されます。第9期計画策定においても基本指針が示されており、指針を踏まえ、取組の充実・追加等を掲げていきます。今回の指針では、「介護サービス基盤の計画的な整備」、「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」、「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進」が掲げられ、具体的には中長期的な地域の人口、ニーズを踏まえた計画的基盤整備や、ヤングケアラーを含む家族介護支援、重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携、外国人介護人材の定着、ケアマネジメントの質の向上などがあげられています。本市でもこの指針を踏まえた取り組みを検討し、掲げます。

■第9期計画において記載を充実する事項

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

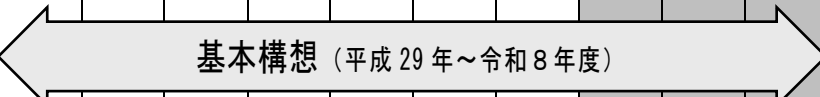
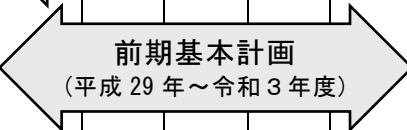
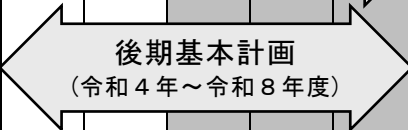
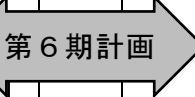
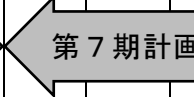
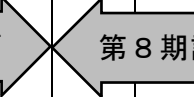
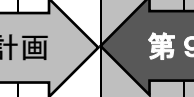
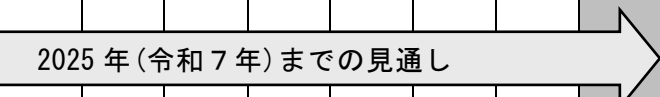
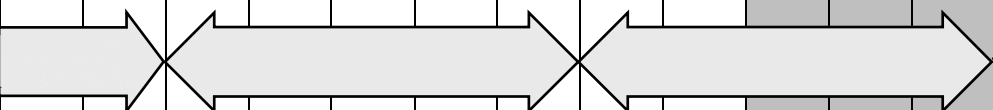
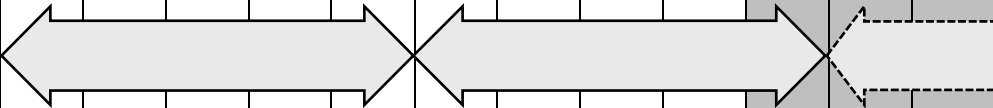
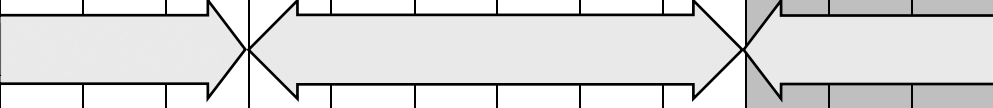
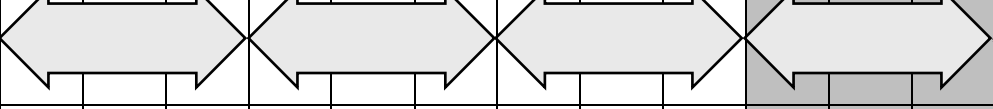
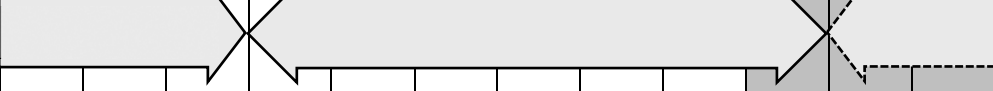
- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第5節 計画の期間

市町村介護保険事業計画は、「3年を1期」として改定することが法で示されていることから、本市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画についてもこれに基づき、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

年度 計画	2015 年 H27 年	2016 年 H28 年	2017 年 H29 年	2018 年 H30 年	2019 年 R 1 年	2020 年 R 2 年	2021 年 R 3 年	2022 年 R 4 年	2023 年 R 5 年	2024 年 R 6 年	2025 年 R 7 年	2026 年 R 8 年	2027 年 R 9 年
うるま市 総合計画	うるま市 総合計画 (H19～28 年度)		 基本構想（平成 29 年～令和 8 年度）										
			 前期基本計画 （平成 29 年～令和 3 年度）					 後期基本計画 （令和 4 年～令和 8 年度）					
うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 （3 年を 1 期とする計画）													
 2025 年（令和 7 年）までの見通し													
うるま市 地域福祉計画													
うるま市子ども子育て支援事業計画													
うるま市障がい者福祉計画 （6 年間の計画で策定）													
うるま市障害福祉計画 （3 年を 1 期とする計画）													
健康うるま 2 1													

第6節 策定体制等

1. 事務局

事務局は高齢者への福祉サービスや介護保険事業について担当している介護長寿課に置き、計画策定に関連する各課との連携により策定を行いました。

2. うるま市高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行う組織として、「うるま市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、令和4年度より計8回の委員会を開催し検討を行いました。

3. うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会

策定委員会で審議する内容の精査を行うため、庁内の部局の代表者で構成する「うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会」を設置し、令和4年度より計8回の委員会を開催し検討を行いました。

4. 高齢者や関係者の声の把握等

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

本調査は、地域における高齢者の身体状況及び要介護状態になるリスク発生状況を把握するとともに、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い、介護予防などの実態等を把握し、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見直す際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

①調査の対象者と配布件数

- ・本調査の対象者は、市内在住で在宅の65歳以上高齢者24,426人(※要介護1～5を除いた数)。
- ・市の介護保険被保険者台帳より4,300人を無作為に抽出して配布。

②調査の方法

- ・郵送による配布・回収
- ・回収率向上のため、お礼状兼督促状の配布(1回)を実施。

③調査期間

- ・基準日：令和4年11月1日
- ・調査期間：令和4年11月14日～令和4年12月5日

④回収率

	配布数	有効回答数	回収率 (有効回答率)
回収率	4,300件	2,624件	61.0%

(2) 在宅介護実態調査の実施

在宅で介護を受けている高齢者について、介護の実態や介護者の就労状況等を把握し、利用している介護サービスや要介護度、世帯構成などとの集計を行うことで、今後必要とされる支援内容や、介護者の介護離職防止を念頭に置いたサービス展開等を検討することを目的に調査を実施しました。

①調査の対象者

- ・在宅で生活をしている要支援・要介護を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける(受けた)方。(住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居している方を含む)

②調査方法

郵送による配布・回収

③調査実施期間

・令和4年11月～令和5年1月

④有効回答数と回収率

	配布数	回収数	有効回答数	回収率 (有効回答率)
回収率	1,200 件	467 件	467 件	38.9%

(3) ケアマネジャーアンケートの実施

市内のケアマネジャーの方々を対象に、うるま市内の介護保険サービス及び介護保険外のサービスについて、提供量の不足やニーズの高まりなど、普段の業務の中で感じる課題について声をいただき、本市の課題把握と今後の取り組みの検討につなげることを目的に実施しました。

①調査の対象者

・市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャー

②調査方法

・介護長寿課より各事業所へ調査票をメールで送信し、回答を依頼。

③調査実施期間

・令和5年9月～11月

④有効回答数と回収率

	配布数	回収数	回収率 (有効回答率)
ケアマネジャーへのアンケート	125 件	34 件	27.2%

(4) 介護人材調査の実施

市内の介護サービス事業所を対象に、介護職員の確保状況や確保に係る課題等について把握し、介護人材確保に向けた取り組みの検討に繋げることを目的として、介護人材調査を実施しました。

①調査の対象者

- ・市内の介護サービス事業所

②調査方法

- ・介護長寿課より各事業所へ調査票をメールで送信し、回答を依頼。

③調査実施期間

- ・令和5年9月～10月

④有効回答数と回収率

	配布数	回収数	回収率 (有効回答率)
介護人材調査	146 件	30 件	20.5%